

令和7年度 佐保小学校水泳指導委託事業 仕様書

1 事業主旨

本事業は、奈良市立佐保小学校における水泳授業について、その指導業務を委託するとともに、プール施設及び当該施設への移動手段を確保することにより、当該校の円滑な水泳指導に資することを目的として実施する。

2 実施対象小学校

奈良市立佐保小学校 児童数 434 人（人数については令和7年3月1日現在。増減有り）

3 事業の実施場所

- ・当該校からバス等の乗降及び移動時間、施設内での更衣等にかかる時間を含め、次の①及び②のどちらか、またはそれぞれの時間内に水泳指導を実施することが可能な立地にある水泳施設であること。
 - ①午前8時45分に学校を出発し、午前11時20分に学校に戻ることができること
 - ②午前9時40分に学校を出発し、午前12時15分に学校に戻ることができること
- ・当該校の水泳指導の時間は、一般利用客の使用を禁止し、当該校が専有することができる施設であること。

4 実施期間

- ・令和7年6月2日から令和7年11月28日までの6カ月間（学校の休業日を除く）に実施可能であること。
- ・流感等の事由により、上記実施期間に実施が困難になった場合、実施期間を延長すること。

5 水泳指導時数

- ・各学年4回ずつ、第1学年から第6学年まで合計24回の指導を実施すること。なお、3学期以降において流感等の事由により予定回数に満たなかった分については、学年に応じた内容の学習用動画を作成するなど、代替の学習を実施し、児童に泳力向上に係る学習の機会を確保するものとする。
- ・1回の指導時間を60分程度とし、いずれの学年も週1回の実施（1週間に2回以上実施しない）とすること。
- ・移動時間及び更衣等準備に要する時間を指導時間に含まないこと。
- ・実施予定日に、気象警報による臨時休業（警報が発表されることが想定される等、市教育委員会が指示した臨時休業を含む）や流感による学級閉鎖等により学級単位で

児童が登校しないために水泳指導が実施できなかった場合は、その対象学年及び学級の指導を実施期間内の別日に振り替えて実施すること。ただし、上記以外の理由をもとに校長の判断で実施を中止することを可能とするが、その場合の振替は行わないこととする。

6 指導内容

小学校学習指導要領（平成 29 年告示）及びその解説（体育編）を踏まえた内容を基本とし、1・2 年生では、水遊び（水の中を移動する運動遊び、もぐる・浮く運動遊び）、3・4 年生では水泳運動（浮いて進む運動、もぐる・浮く運動）、5・6 年生では水泳運動（クロール・平泳ぎ・安全確保につながる運動）を扱うこと。

当該校の年間指導計画による学習内容を基に、当該校と受注者で打合せを実施した上で、受注者が指導カリキュラムを作成し、各学年又は児童個人の泳力に応じたクラス分けを行い実施すること。

受注者は作成したカリキュラムやクラス分けについて当該校へ説明すること。また、必要に応じて市教育委員会や当該校から、説明を求められたり検討の見直しを求められたりした際には応じること。

なお、プールサイドからプール内に飛び込ませる指導は行わないこと。

7 指導方法

- ・児童を 10 人以下のグループに編成し、グループごとに泳力別の指導とすること。受注者は、各グループにインストラクターを必ず 1 名以上配置し、実施すること。
- ・グループの編成後、泳力等により、児童がグループを変更することを認めること。また、グループの変更により、1 グループの人数が 15 人以上となる場合には、10 人以下のグループとなるようにグループの再編成を行うこと。
- ・受注者は、グループごとに指導した内容について各児童の到達度を学校に報告すること。
- ・当該校の教員は、授業者としてプールサイド等の適切な場所において授業の安全確保、監視及び指導の補助等に当たるとともに、見学する児童がいる場合には、その対応を担うこととする。また、児童の学習状況の把握に努め、評価を行うものとする。
- ・受注者は、安全面の配慮から、指導に当たるインストラクター以外にプールサイドに常時 1 名以上の監視員を配置すること。

8 実施施設

（1）プール

- ・衛生的な環境と水質の維持に努め、「学校衛生基準第 4 水泳プールに係る学校環境衛生基準」に基づく検査を実施し、基準を満たしていること。

- ・縦 25 メートル、横 10 メートル以上の大きさのプールで、水泳授業に適した施設とすること。また、水深については、0.9 メートル～1.2 メートルの範囲とし、学年や泳力の状況によって変更可能な措置ができること。
- ・コースロープ等の付設により、効果的な指導に必要な区切りを設けることができること。
- ・1 回 10 人以上の児童が同時にシャワーを浴びることができる温水シャワー施設があること。

(2) その他の施設等

ア 保健施設

- ・体調不良や怪我等の児童を休ませることができる区切られた場所を確保すること。
- ・A E Dが緊急時に速やかに使用できる場所に設置されていること。

イ 更衣室

- ・児童男女別及び当該校の教員の更衣室があること。

ウ トイレ

- ・プールサイド近辺に男女別のトイレがあること。
- ・衛生面の確保のためのシャワー施設があること。

エ 空調施設等

- ・空調設備のある更衣室及びプール室を有し、プール室の気温を摂氏 30 度以上に保ち、学年に応じて調節が可能であること。
- ・水温を摂氏 30 度程度に保ち、学年に応じて調節が可能であること。

オ 見学用スペース

- ・当日、水泳指導を受けることができない児童が見学できるスペースがあること。

9 移動手段

- ・1 学年（児童最大 77 名、教員 7 名程度（令和 7 年 3 月 1 日現在。増減有り））の移動ができるようバスを確保し、運転業務も行うこと。
- ・受注者は、バスの座席数及びレイアウトが分かる資料を作成し、学校に提供すること。
- ・乗降の際は、奈良交通のバス停留所「佐保小学校（西向き/大和西大寺駅方面）」より、県道 44 号を挟んだ向かい側の路肩スペースにバスを東向きに停車させること。

10 責任の所在

移動・水泳指導に当たっては、安全を第一に心掛け、事故防止に努めること。万が一、事故が起こった場合は、当該校と協力し、迅速に事態の収拾を図ること。

なお、以下の場合には、受注者が損害賠償等の責任を負うこととする。

- ・水泳指導に際し、インストラクター又は監視員の故意又は過失により児童に被害が発生した場合
- ・実施施設等の施設の整備不良等により事故が発生した場合
- ・水泳指導のためにバス等を運行し、その運行中に事故が発生した場合
- ・その他受注者の責めに帰すべき事由により損害が発生した場合

11 その他

(1) 指導方針

学校教育活動であることを十分に理解し、教育的な立場で指導に当たること。

(2) 水泳指導の流れ

ア 指導内容等打合せ

当該校と受注者は、移動、水泳指導に関し、事前に必要な回数の打合せを行うこと。打合せの場所については、当該校と受注者が協議し決定すること。

イ 危機管理マニュアル作成

受注者は、バス運行時及び実施施設内で事故や怪我及び体調不良の児童があった際の対応方法について、当該校と事前に打ち合わせを行い、危機管理マニュアルを作成すること。

ウ 実技研修

水泳指導が行われるプール施設において、当該校の教員と受注者は、安全かつ効果的に水泳指導が行われるよう実技研修を実施すること。

エ 実施

実施に当たっては、安全で効果的な指導を行うこと。

オ 報告

- ・当該校と受注者は、1 回ごとの水泳指導

実施後に報告書を作成し、指導に当たった教員・インストラクター、監視員、指導内容、児童の健康状況等を記録すること。

- ・受注者は、全ての水泳指導が終了後、速やかに事業完了報告書を作成し、奈良市教育委員会事務局学校教育課に提出すること。

(3) 保護者の見学が可能であること。

(4) 水泳指導時間は、発注者側が使用できる自動車駐車場を 1 台用意すること。

(5) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受注者及び発注者の協議

により定めること。